

長崎市長を射殺した事案につき、無期懲役の量刑が維持された事例 最決平成 24 年 1 月 16 日¹

1. 事実の概要

本件は、暴力団の幹部である被告人が、長崎市長である被害者を逆恨みしてこれを募らせ、平成 19 年 4 月 17 日、長崎市内の選挙事務所前歩道上において、現職の長崎市長であり、時期市長選挙に立候補していた被害者 B(当時 61 歳)に対し、殺意をもって、所携のけん銃で、その背後から弾丸 2 発を発射してその背部に命中させ、もって、公共の場所においてけん銃を発射するとともに、選挙の自由を妨害し、同人を殺害したという殺人、鉄砲刀剣類所持等取締法違反及び公職選挙法違反の事実等からなる事案である。

一審判決は、「本件では殺害された被害者は一名にとどまることなどを十分考慮しても、暴力団幹部が、公共の場所で武器を使用して犯した殺人であるという点で暴力団犯罪の典型であるばかりか、行政対象暴力としても類例のない極悪な犯行で、…被告人の罪責はまことに重大であって…被告人に対して極刑を科すことはやむを得ないと判断せざるを得ない」と判示して、被告人を死刑に処した。これに対し、原判決は、「被害者が一名であることが直ちに死刑の選択を妨げる事情になるわけではないが、この点は全体の犯情評価との関係で重視される事情であることは否定できない。…利欲的側面は認められない…選挙妨害そのものを目的として被害者殺害に及んだというものでもない…死刑を選択することについてはなお躊躇せざるを得ない」と判示して、一審を破棄し、被告人を無期懲役に処した。原判決に対し、検察官、被告人双方が上告し、検察官は判例違反（いわゆる永山判決が示した死刑適用の基準に違反する）、量刑不当（死刑が相当）を主張し、被告人側は事実誤認、量刑不当（有期懲役が相当）を主張した。

2. 判旨

最高裁は上告を棄却したが、次のような職権判断を示した。

「…原判決のこのような判断は首肯し得ないではなく、第一審判決を破棄し、被告人を無期懲役に処した原判決が、刑の量定において甚だしく不当であるということとはできない。」

3. 意義

本決定は、検察官の判例違反の主張は実質は量刑不当の主張であるとし、いずれの上告趣意も刑訴法 405 条の上告理由に当たらないとしつつ、職権で刑の量定について判断を示し、結論として、「原判決が、刑の量定において甚だしく不当であるということとはできない」と判示している。もともと、「原判決のこのような判断は首肯し得ないではなく」としているのは、原判決が死刑を回避する事情として指摘した点につき必ずしも全てが考慮要素として重要とはいえないというニュアンスが含まれているようにも解される。

<永山基準>

①犯罪の性質②犯行の動機③犯行態様、特に殺害方法の執拗性、残虐性④結果の重大性、特に殺害された被害者の数⑤遺族の被害感情⑥社会的影響⑦犯人の年齢⑧前科⑨犯行後の情状

以上

¹ 判例時報 2151 号 120 頁。